

高島市 循環型社会形成推進地域計画
(第4期)

令和4年12月

滋賀県高島市

目次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	1
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 生活排水の処理の現状	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
(4) 生活排水の処理の目標	5
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再使用の推進	6
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設等の整備	9
(4) 施設整備に関する計画支援事業	10
(5) その他の施策	10
4. 計画のフォローアップと事後評価	12
(1) 計画のフォローアップ	12
(2) 事後評価および計画の見直し	12

添付資料

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	13
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	16
参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	17
参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）	18
参考資料様式6 施設概要（浄化槽系）	19
参考資料様式7 計画支援概要	20
添付資料1 対象地域図	21
添付資料2 目標設計に関するグラフ	22
添付資料3 浄化槽整備区域図	25
添付資料4 高島市国土強靱化地域計画	26

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：高島市

面 積：693.00 k m²

人 口：46,687 人（令和 4 年 3 月末現在、外国人含む）

(2) 計画期間

本計画は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

高島市（以下「本市」という。）は、平成 17 年 1 月に、湖西広域連合構成町村であるマキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町および新旭町が広域合併し、新しくできた市である。本市は豊かな自然環境に恵まれており、それぞれの地域住民の生活環境を保全するためには、廃棄物の適正処理を図り、快適なまちづくりの実現に努めなければならない。

このため、住民意識の啓発等によるごみの減量化、資源化および再生利用の徹底などにより排出抑制・再資源化に努めるとともに、焼却処理にあたっては熱エネルギーの活用も図る他、廃棄物処理における再生可能エネルギーの導入を検討するなど、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムを構築する。

また、高島市環境センターごみ処理施設は平成 30 年 2 月末に停止しており、新ごみ処理施設を令和 11 年度中に稼働させることを目指している。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

滋賀県では、ダイオキシン類の削減と、効率的な廃棄物処理等を目的として、平成 11 年 3 月に「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」を策定しており、県下の市町村を 7 ブロックに分けてごみの広域化処理を計画している。

本市は、ごみの広域化処理計画の湖西ブロックとして、新旭町の 1 施設を廃止し、湖西広域連合の 1 施設を更新し、平成 17 年 1 月 1 日の町村合併で高島市が同施設を継承している。

次期施設の更新においては、近隣自治体との広域化を検討したが、困難な状況にあり断念し、単独で市内に新たなごみ処理施設を整備することとした。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

現在、高島市では、プラスチック類を民間委託で焼却処理している。

新たなリサイクル施設を令和 14 年度に稼働させることを目指しており、プラスチック

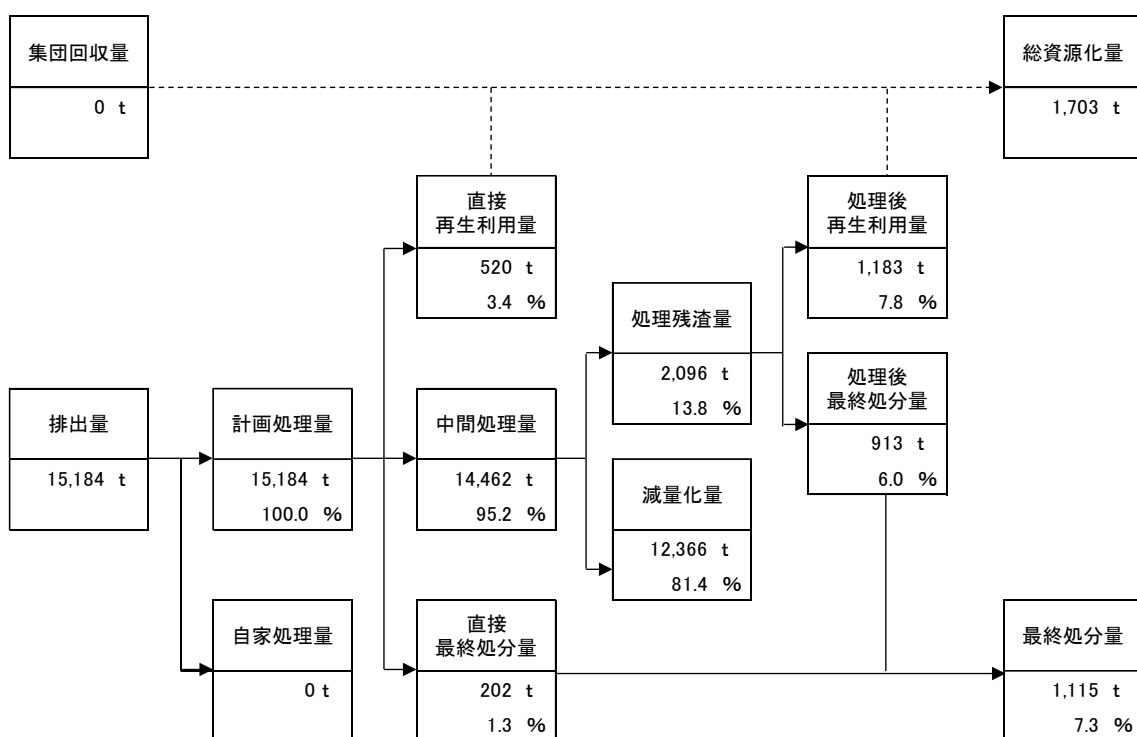
資源の分別収集及び再商品化についても、令和 14 年度を目指し、検討する。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和 3 年度の一般廃棄物の排出処理状況は図 1 のとおりである。

本市では、焼却処理施設の余熱を館内暖房や温水の熱源として利用しており、冬季には温水融雪（ロードヒーティング等）を行っていたが、高島市環境センターごみ処理施設は、平成 30 年 2 月末に停止している。



※直接再生利用量：古紙類（新聞紙、雑誌、シュレッダー、布類、飲料用紙パック、段ボール）

※直接最終処分量：燃えないごみ A

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 1 現状（令和 3 年度）のごみ処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

令和3年度の生活排水の処理状況およびし尿・汚泥等の排出状況は、図2のとおりである。

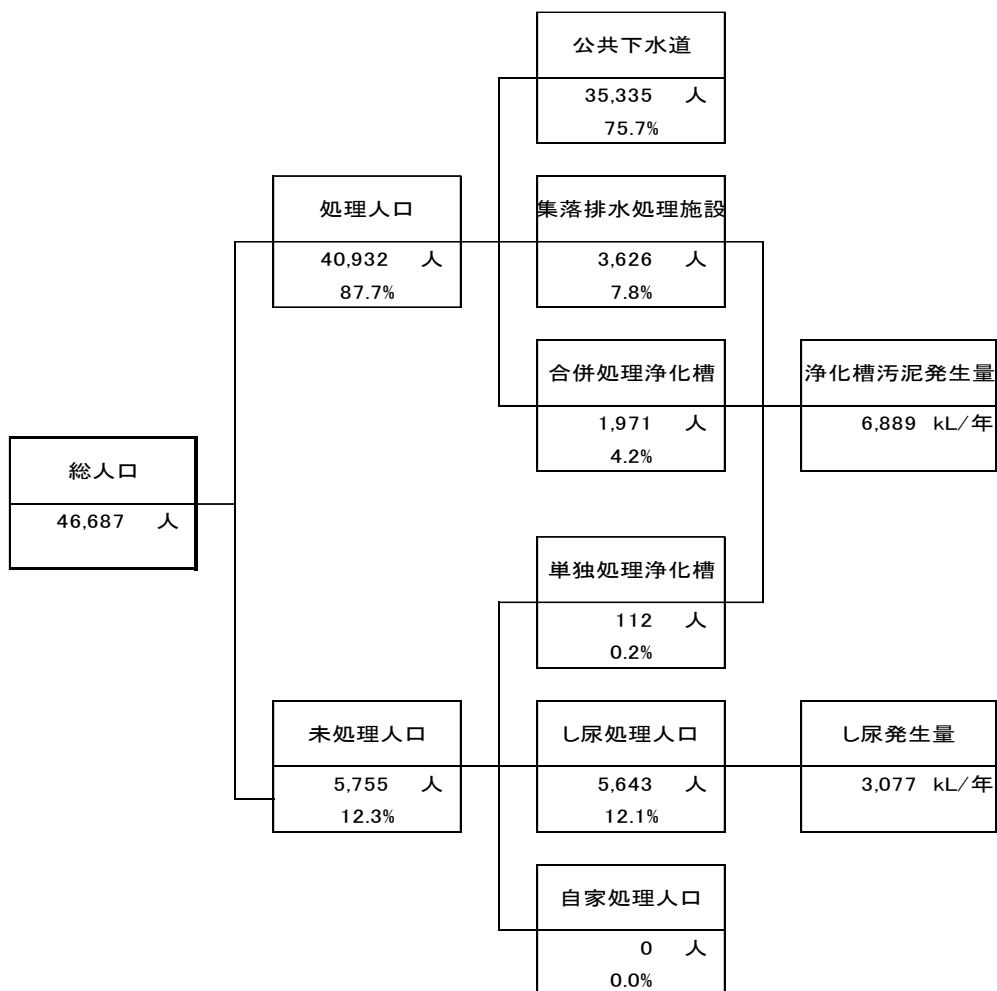


図2 現状（令和3年度）の生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画期間中には、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1および図3のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合※ ¹) (令和3年度)	目標(割合※ ¹) (令和11年度)
排出量	生活系 総排出量	12,147 トン	11,025 トン (-9.2%)
	1人当たりの排出量※ ²	260 kg/人	248 kg/人 (-4.62%)
	事業系 総排出量	3,037 トン	2,756 トン (-9.3%)
	1事業所当たりの排出量※ ³	0.82 トン/事業所	0.82 トン/事業所 (0.0%)
	合計 事業系生活系排出量合計	15,184 トン	13,781 トン (-9.2%)
再生利用量	直接再生利用量	520 トン (3.4%)	1,375 トン (10.0%)
	総資源化量	1,703 トン (11.2%)	2,379 トン (17.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の熱利用量)	— GJ	未定
減量化量	中間処理による減量化量	12,366 トン (81.4%)	10,553 トン (76.6%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,115 トン (7.3%)	849 トン (6.2%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接再生利用量・埋立処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収に対する割合

※2 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※3 (1事業者当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)
事業所数は、総務省統計局「令和3年経済センサス」を基にした。

《指標の定義》

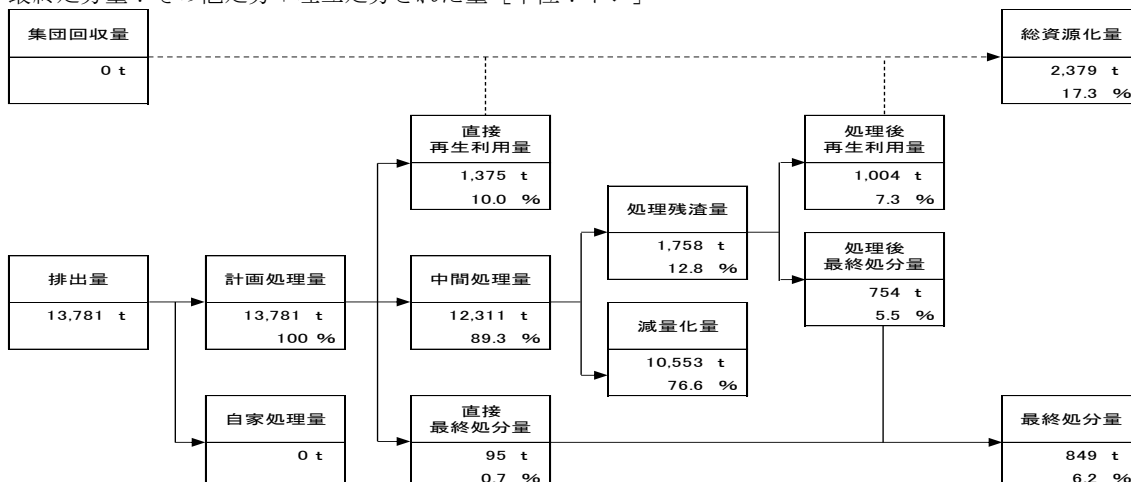
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）
[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接再生利用量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において熱利用された年間の熱利用量 [単位：GJ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：その他処分+埋立処分された量 [単位：トン]



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図3 目標年度（令和11年度）のごみ処理状況フロー

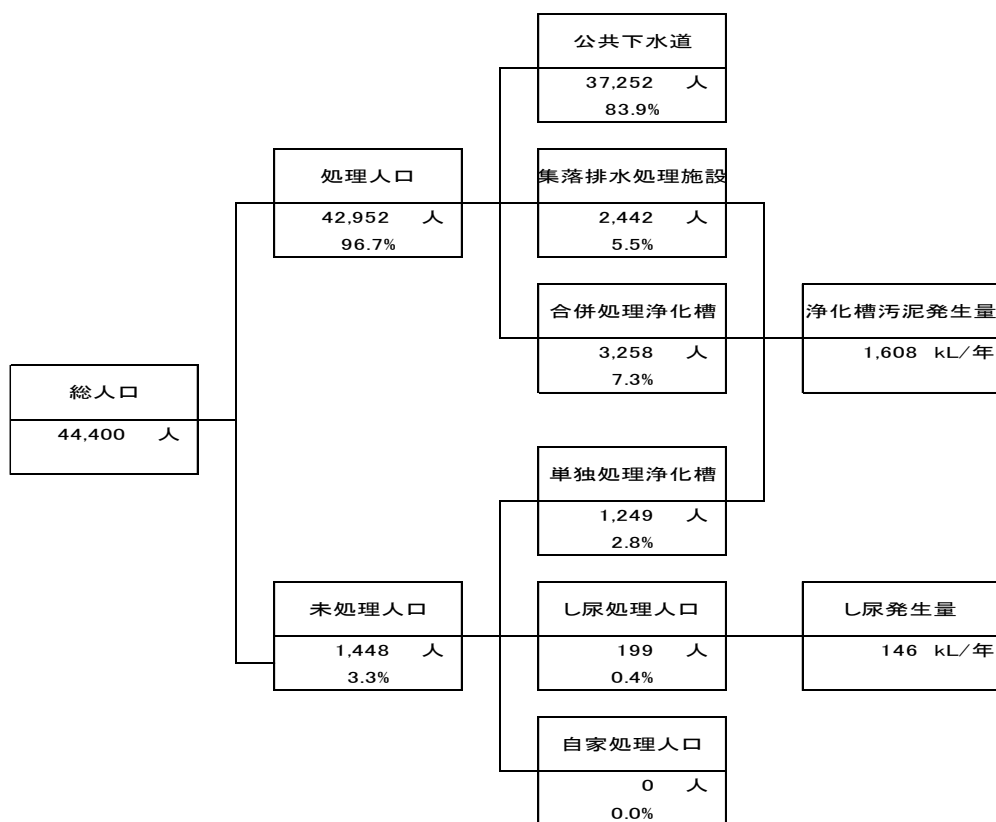
(4) 生活排水の処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活排水の汚水衛生処理を目的とし、表2および図4のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和11年度)
処理形態別人口	公共下水道	35,335人 (75.7%)	37,252人 (83.9%)
	集落排水処理施設	3,626人 (7.8%)	2,442人 (5.5%)
	合併処理浄化槽	1,971人 (4.2%)	3,258人 (7.3%)
	未処理人口※	5,755人 (12.3%)	1,448人 (3.3%)
	合計	46,687人 (100.0%)	44,400人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,077 kL	146 kL
	浄化槽汚泥量	6,889 kL	1,608 kL
	合計	9,966 kL	1,754 kL

※「未処理人口」の人口は、単独処理浄化槽の人口、し尿処理人口および自家処理人口の合計値である。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図4 目標年度（令和11年度）の生活排水の処理状況フロー

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア. 生ごみ削減対策

現在、生ごみ処理機導入補助の拡充を図り、生ごみ・水分量の減量推進を図っている。今後も引き続き、生ごみ・水分量の減量推進を図っていくとともに、ごみ分別の仕方の徹底や食品ロス削減による生ごみ減量施策について市民への啓発活動を推進していく。

イ. マイバッグ運動・レジ袋対策

県が開催するフォーラムへの参加、市内の商工会や民間業者等と協力し、レジ袋の削減やマイバッグ運動等を推進していく。

ウ. 集団回収活動の勧奨

集団回収については、これまで助成制度を活用し推進してきたが、今後は、地域独自での取組により、リサイクル意識の向上が図れるよう集団回収活動を勧奨していく。

エ. 排出抑制、再資源化施策

高島市環境センターの見学者に対し行っているごみの出し方やごみの処理方法について説明を行う際に、4Rの内容についても積極的に啓発していく。

また、市民が自主的に排出抑制に取り組むためにイベント等を活用し、広報活動など積極的に実施するとともに、イベント等への支援についても検討する。

さらに、企業等への責任分担と協力の要請によって、販売店における過剰包装自粛やリサイクル品等の店頭回収を推進していく。

オ. 有料化の検討

現在、施設に直接搬入されるごみ、個別に収集される粗大ごみおよび事業系ごみについては有料化しているが、家庭用ごみ袋についてはごみ袋の作製費相当で販売しており、収集費用は徴収していない。

しかしながら、ごみの排出抑制および負担の公平性を図るためには、家庭用ごみ袋の有料化の検討は必要不可欠であることから、まず、令和元年度にアンケートによる市民意識調査を実施した。

アンケート結果では、有料化を「実施しても構わない」という意見が約7割を占めており、こうした結果を踏まえ、今後は有料化する方向で、袋の種類や料金設定などについて検討を行うとともに、事業系ごみについても料金の見直しを検討する。

カ. 生活排水対策

下水道等への未接続世帯については、早急に接続するように要請するとともに、家庭等

から排出される汚濁負荷削減のため、無リン洗剤の使用、三角コーナーネットの使用および水切り袋の使用等の啓発活動を図る。

また、合併処理浄化槽を設置する場合や維持管理を管理組合で実施する場合は、補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及および適正管理を図る。

(2) 処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法については、表3のとおりである。平成27年度からは小型家電リサイクル事業に取り組み、燃えないごみB類として排出されたもののうち、使用済小型家電については分別収集し、適正処理・再利用を図っている。

また、平成28年度からプラスチックボトルの分別収集を全域へ広げていく取り組みを進めている。その他については、現状の分別区分および処理方法を継続するものとする。

紙資源ごみをはじめとする資源ごみについては、現在の分別区分を継続しつつ、より一層の分別徹底を推進することにより、燃やせるごみへの混入率低減を目指し、併せて資源化率の向上を図るものとする。

イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、生活系ごみに準じた処理体制とし、直接搬入されるごみの処理・処分については、今後も継続していくものとする。

特に、ごみが発生しにくい事業活動を推進するよう多量排出事業所に働きかけ減量化計画の策定を促すなど適正処理を推進していく。

ウ. 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在は、産業廃棄物である繊維業の糸くず、扇骨業の竹材、事業系廃プラスチックを市で受け入れて処理・処分をしている。今後は、リーフレットの配布等により事業系廃プラスチックの排出抑制を図るとともに、ダイオキシン類対策も鑑み、廃プラスチックの受け入れを止めることも検討する。

エ. 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道や集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の普及を進めていく。

また、し尿および浄化槽汚泥（集落排水処理施設からの汚泥を含む）については、現行どおり収集等を行っていくものとする。

表3 高島市の分別区分と処理方式の現状と今後

今後（令和3年度）		今後（令和11年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込み (ト)		
		一次処理	二次処理			
燃やせるごみ	焼却	委託処理	委託処理	12,245		
燃やせるごみ	焼却	委託処理	委託処理	10,253		
燃えないごみA類	埋立	大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場、市内不燃物処理場		92		
ガレキ類※1						
燃えないごみB類	複合 (破砕選別ほか)	高島市環境センター (リサイクル施設)		157		
粗大ごみ						
飲食用カン	リサイクル (選別圧縮等)	高島市環境センター (リサイクル施設)		112		
飲食用ビン類						
ペットボトル						
プラスチックボトル						
古紙・古布類						
廃食用油	リサイクル (選別圧縮等)	(委託処理・売却)		125		
有書ごみ						
使用済小型家電						
燃えないごみA類	埋立	大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場、市内不燃物処理場		92		
ガレキ類※1						
燃えないごみB類	複合 (破砕選別ほか)	高島市環境センター (リサイクル施設)		157		
粗大ごみ						
飲食用カン	リサイクル (選別圧縮等)	高島市環境センター (リサイクル施設)		112		
飲食用ビン類						
ペットボトル						
プラスチックボトル						
古紙・古布類						
廃食用油	リサイクル (選別圧縮等)	(委託処理・売却)		125		
有書ごみ						
使用済小型家電						



※1 ガレキ類は、朽木地域のみの受入である。
 ※新ごみ焼却施設は令和11年度中、新リサイクル施設は令和14年度の稼働を目指す。

(3) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

前記(2)の分別区分および処理体制で処理を行い、令和11年度までに処理施設を稼働させるため、表4のとおり必要な処理施設の整備等を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強 靱化
1	リサイクルセンター (仮称)高島市 新環境センター	マテリアルリ サイクル推進 施設整備事業	約6t/5h	安曇川町田 中地先	(R12~R13)	—
2	ごみ焼却施設 (仮称)高島市 新環境センター	エネルギー回 収型廃棄物処 理施設整備事 業	約52t/日	安曇川町田 中地先	R8~R10 (R8~R11)	—

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、再生利用の推進。

事業番号2 既存施設の老朽化、効率的なごみ処理を行うため。

※整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定。

イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおりに行う。

表5 合併処理浄化槽への整備計画

事業番号	事業名	直近の整備済 基数(基) (令和3年 度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間 (年度)	国土強靱化
3	浄化槽設置 整備事業	12	72	396	R5~R10	高島市国土 強靱化地域 計画
	合計	12	72	396		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設整備に（事業番号 1）に係る基本計画策定事業	施設整備基本計画	R5 (R4~R5)
	マテリアルリサイクル推進施設整備に（事業番号 1）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R5~R6
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に（事業番号 2）に係る基本計画策定事業	施設整備基本計画	R5 (R4~R5)
	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に（事業番号 2）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R5~R6

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア. 廃家電のリサイクルの普及啓発

廃家電のリサイクルについて、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力し、引き続き普及啓発を行う。

イ. 使用済小型家電リサイクルの普及啓発

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、平成 27 年 7 月からは市役所や公民館に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を行っている。今後は、使用済小型家電リサイクルの分別排出について、広報誌や市ホームページ等で普及啓発を行い、より多くの使用済小型家電の適正処理およびリサイクルを推進する。

ウ. 不法投棄対策

滋賀県や警察および関係機関と連携を図りつつ、地域の自治会などと一体となった普及啓発やパトロールの強化などを行うことによって不法投棄を防止する。

エ. 地域のバイオマス利活用（食品廃棄物）

平成 17 年度から市民を対象に生ごみ処理機設置等事業補助金制度を、実施してきたが、平成 26 年度からは、補助率等の拡充に加え、市内事業所を対象に実施しており、

令和3年度は市民31件、事業所3件の生ごみ処理機の設置実績があった。

今後も引き続き食品廃棄物の発生抑制・利活用を図るとともに、堆肥化、生ごみ処理残渣の利活用について検討を行う。また、環境学習等において、生ごみの水切りやコンポストによる堆肥化について取り上げて意識啓発を行う。

オ. 地域のバイオマス利活用（廃食油）

廃食油は、現在市内業者に回収処理を委託しており、BDFに精製し再利用をしている。今後は、民間事業者による同様の廃食油の有効利用の取組を広げていくとともに、排出方法の変更や普及啓発活動を通じて、廃食油の回収率を向上させる。

カ. 地域のバイオマス利活用（木質バイオマス）

家庭から排出される庭木等の剪定枝の草木類について処理施設への受け入れは行っていないが、民間事業者において草木類のチップ化が行われている。

今後も引き続き民間事業者による草木類のチップ化を推進するとともに、市内の畜産農家等への家畜敷き藁材、家畜排せつ物を堆肥化する際の副資材としての利用や家庭における薪ストーブの導入など有効利用の取組みを広げていく。

キ. 事業系ごみとしての撚糸・糸くずの利活用

本地域の特徴的な地場産業により、独自に発生している撚糸・糸くず（一部ロール状のものを含む）については、高カロリーであるために排出事業者へのごみの出し方（環境センターで直接投入が可能なサイズ：40 cm以下に裁断する等）を指定するとともに指導を強化し、事業者向けのリーフレットを配布し、より一層の周知を図る。

ク. 再生可能エネルギー等の導入促進や先進的な取組と普及啓発

最終処分場跡地における太陽光発電設備の導入や民間事業者による廃食油、木質チップ等の発電利用を促進するとともに、先進的な取組や成果を啓発する。

また、既存施設における設備機器のインバータ化や照明器具のLEDへの交換等による省エネ化を推進する。

ケ. 災害時の廃棄物処理に関する事項

令和元年10月に策定した「高島市災害廃棄物処理計画」を踏まえ、災害廃棄物の仮置場候補地を確保し、広域的処理できるよう進める。処理においては、災害廃棄物の分別・選別を徹底し、可能な限り再生利用および減量化を行う。

また、大規模災害等の不測の事態が発生し、市施設で処理が困難になった災害廃棄物を円滑に処理するため、民間事業者と締結した協定により、処理に向けた連携体制を構築し、緊急事態に備える。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、滋賀県および国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成の状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	高島市	(2) 地域内人口	46,687人	(3) 地域面積	693.00km ²
(4) 構成市町村等名	高島市	(5) 地域の要件*	人口 (面積) 沖縄 離島 奄美 (豪雪) 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し： 無し		設立(予定)年月日： 年 月 日設立、認可予定		

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和11年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	3,072	3,109	3,107	3,103	3,081	3,037	2,756
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.86	0.84	0.83	0.82	0.82	0.82	0.82
	生活系 総排出量(トン)	12,682	12,833	12,825	12,811	12,718	12,147	11,025
	1人当たりの排出量(kg/人)	254	260	264	267	269	260	248
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	15,754	15,942	15,932	15,914	15,799	15,184	13,781
再生利用量	直接資源化量(トン)	440	407	382	462	517	520	1,375
	総資源化量(トン)	1,498	1,512	1,618	1,681	1,766	1,703	2,379
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	—	—	—	—	—	—	未定
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	29,000	29,000	—	—	—	—	未定
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,660	1,703	1,407	1,267	1,317	1,115	849

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付(添付資料2)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	高島市環境センター	高島市	全連続式	75トン/日	H15.4	R11.9 廃止予定 (H30.2 休止)	未定	浸水想定なし	平成30年2月末に休止し、平成30年3月より積替施設として利用
リサイクルセンター	高島市環境センター	高島市	リサイクル施設 (破碎・選別・圧縮・梱包・保管)	25トン/5h	H16.4	R14.3 廃止予定	未定	浸水想定なし	
ストックヤード	高島市環境センター	高島市	保管 (ダンボール・古布)	320㎡	H20.4	R14.3 廃止予定	未定	浸水想定なし	
最終処分場	今津不燃物処理場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	全容量 58,000㎡	H3.9	R3.3 休止	未定	浸水想定なし	
最終処分場	朽木不燃物処理場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	全容量 5,368㎡	S59.7	R13.3 休止予定	未定	浸水想定なし	継続利用
最終処分場	新旭糞庭不燃物処理場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	全容量 160,500㎡ (増設250㎡)	S43.4 (増設) H24.4	R3.11 休止	未定	浸水想定なし	(平成20年～平成23年最終処分場再生事業実施済)
し尿処理施設	高島市衛生センター	高島市	標準脱窒素処理方式	70kL/日	S54.4	H30.3 廃止	未定	浸水想定なし	(平成9年度更新)平成29年10月から高島浄化センター内の前処理施設(MICSセンターに移行)

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック 再商品化を実施 するための 施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	(仮称) 高島市環境センター	高島市	ストーカ方式 (予定)	約52トン/日	R11.10	施設の老朽化及び効率的なごみ処理を行うため。		未定	浸水想定なし	—	
リサイクル施設	(仮称) 高島市環境センター	高島市	破碎・選別・圧縮・梱包・保管 (予定)	約6トン/5h	R14.4	施設の老朽化及び効率的なごみ処理を行うため。		未定	浸水想定なし	○	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和11年度
総人口		50,012	49,367	48,669	47,940	47,226	46,687	44,400
公共下水道	汚水衛生処理人口	42,200	35,188	35,438	35,324	35,108	35,335	37,252
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	84.4%	71.3%	72.8%	73.7%	74.3%	75.7%	83.9%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	6,327	5,185	4,683	4,359	4,155	3,626	2,442
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	12.7%	10.5%	9.6%	9.1%	8.8%	7.8%	5.5%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	1,319	5,210	4,924	4,785	4,524	1,971	3,258
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2.6%	10.6%	10.1%	10.0%	9.6%	4.2%	7.3%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	166	3,784	3,624	3,472	3,439	5,755	1,448

※ 別添参考として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付(添付資料2)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	高島市	12	62	R3	72	396	R11	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付(添付資料3)

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名	規模		事業期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考		
			単位		開始	終了	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
マテリアルリサイクル推進施設整備事業	1	高島市	約6	t/5h			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	全体事業期間R12～R13年度整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定
○エネルギー回収等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	2	高島市	約52	t/日	R8	R10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	全体事業期間R8～R11年度整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定
○浄化槽に関する事業							28,188	4,698	4,698	4,698	4,698	4,698	4,698	28,188	4,698	4,698	4,698	4,698	4,698	4,698	
浄化槽設置整備事業	3	高島市	72	基	R5	R10	28,188	4,698	4,698	4,698	4,698	4,698	4,698	28,188	4,698	4,698	4,698	4,698	4,698	4,698	
○施設整備に関する計画支援事業							109,691	37,999	71,692	0	0	0	0	109,691	37,999	71,692	0	0	0	0	
マテリアルリサイクル推進施設事業	1	高島市			R5	R6	42,780	14,820	27,960	0	0	0	0	42,780	14,820	27,960	0	0	0	0	全体事業期間R4～R6年度整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定
エネルギー回収型廃棄物処理施設事業	2	高島市			R5	R6	66,911	23,179	43,732	0	0	0	0	66,911	23,179	43,732	0	0	0	0	全体事業期間R4～R6年度整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定
合計							137,879	42,697	76,390	4,698	4,698	4,698	4,698	137,879	42,697	76,390	4,698	4,698	4,698	4,698	

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	高島市
(2) 施設名称	新リサイクル施設（仮称）
(3) 工期	（全体：令和 12 年度 ～ 令和 13 年度）
(4) 施設規模	処理能力 約6 t / 5 h
(5) 処理方式	破碎・選別・圧縮・梱包・保管（予定）
(6) 地域計画内の役割	再生利用の推進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	未定

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	未定
-------------	----

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	—
----------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	—
---------------	---

(11) 総事業計画額	0 千円(全体：2,147,841 千円) うち、交付対象事業費 0 千円(全体：0 千円)
-------------	---

※整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定。

施設概要（エネルギー回収施設系）

【参考資料様式 2】

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	高島市
(2) 施設名称	新ごみ焼却施設（仮称）
(3) 工期	令和 8 年度 ～ 令和 10 年度 （全体：令和 8 年度 ～ 令和 11 年度）
(4) 施設規模	処理能力 約 52 t / 日（約 26 t / 日 × 2 炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式（予定）
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 未定 2. 熱回収の有無 有（熱利用率 未定）
(7) 地域計画内の役割 ※2	施設の老朽化、効率的なごみ処理を行うため
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	—
-------------	---

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	—
(11) バイオガスの利用 計画	—

(12) 総事業計画額	0 千円（全体：7,176,694 千円） うち、交付対象事業費 0 千円（全体：0 千円）
-------------	---

※整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	高島市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：浄化槽の整備を推進することにより、水環境への汚濁負担量を低減し、望ましい水環境の形成に寄与することにより、循環型社会の形成を図る。 内容：合併処理浄化槽を整備しようとする者に対し、補助金を交付する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間)	令和 5 年度 ～ 令和 10 年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 28,188 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	54基 (270人分)	20,016	20,016	20,016
6～7人槽	18基 (126人分)	8,172	8,172	8,172
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災 害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	72基 (396人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	28,188	28,188	28,188

【参考資料様式 8】

計 画 支 援 概 要

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	高島市	
(2) 事業目的	新リサイクル施設整備のため	
(3) 事業名称	施設整備基本計画策定	生活環境影響調査（方法書・調査・評価）
(4) 事業期間	令和5年度 (全体：令和4年度～令和5年度)	令和5年度～令和6年度 (全体：令和5年度～令和6年度)
(5) 事業概要	・施設整備基本計画策定	・生活環境影響調査
(6) 総事業計画額	0千円 (全体：3,766千円) うち、交付対象事業費 0千円 (全体：3,766千円)	42,780千円 (全体：42,780千円) うち、交付対象事業費 42,780千円 (全体：42,780千円)

※整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定。

【参考資料様式 8】

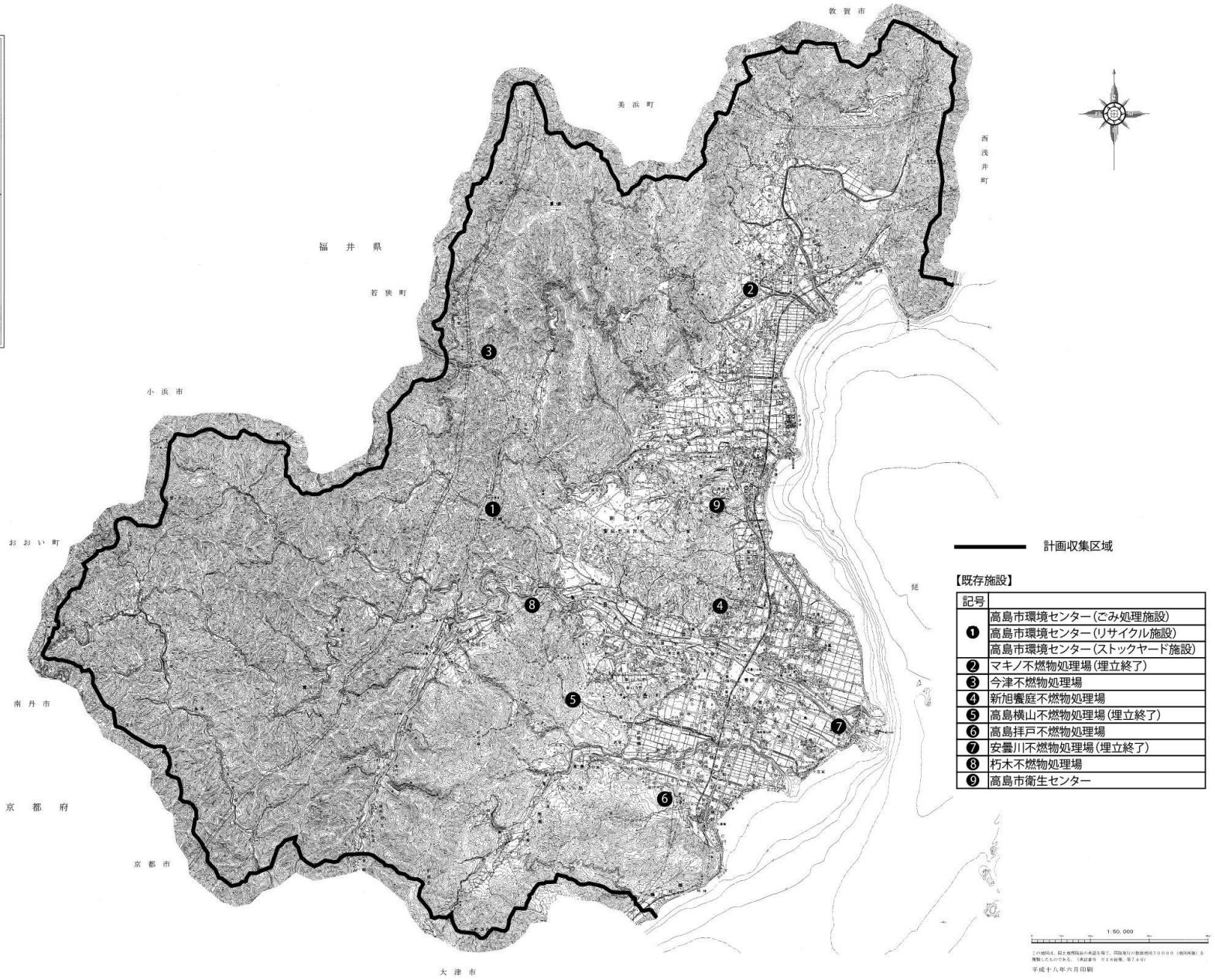
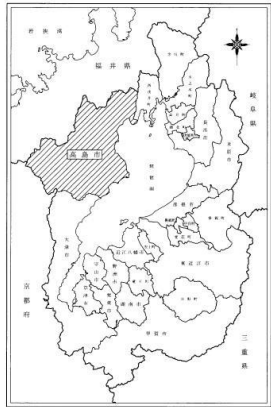
計 画 支 援 概 要

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	高島市	
(2) 事業目的	新ごみ焼却施設整備のため	
(3) 事業名称	施設整備基本計画策定	生活環境影響調査（方法書・調査・評価）
(4) 事業期間	令和5年度 (全体：令和4年度～令和5年度)	令和5年度 (全体：令和5年度～令和6年度)
(5) 事業概要	・施設整備基本計画策定	・生活環境影響調査
(6) 総事業計画額	0千円 (全体：5,891千円) うち、交付対象事業費 0千円 (全体：5,891千円)	66,911千円 (全体：66,911千円) うち、交付対象事業費 66,911千円 (全体：66,911千円)

※整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定。

添付資料1 対象地域図



【既存施設】

記号	施設名
①	高島市環境センター(ごみ処理施設)
②	高島市環境センター(リサイクル施設)
③	高島市環境センター(ストックヤード施設)
④	マキノ不燃物処理場(埋立終了)
⑤	今津不燃物処理場
⑥	新旭養庭不燃物処理場
⑦	高島横山不燃物処理場(埋立終了)
⑧	高島拝戸不燃物処理場
⑨	安曇川不燃物処理場(埋立終了)
⑩	朽木不燃物処理場
⑪	高島市衛生センター

【備考】

①	高島市環境センター(ごみ処理施設)
②	高島市環境センター(リサイクル施設)
③	高島市環境センター(ストックヤード施設)
④	マキノ不燃物処理場(埋立終了)
⑤	今津不燃物処理場
⑥	新旭養庭不燃物処理場
⑦	高島横山不燃物処理場(埋立終了)
⑧	高島拝戸不燃物処理場
⑨	安曇川不燃物処理場(埋立終了)
⑩	朽木不燃物処理場
⑪	高島市衛生センター

添付資料 2 目標設定に関するグラフ

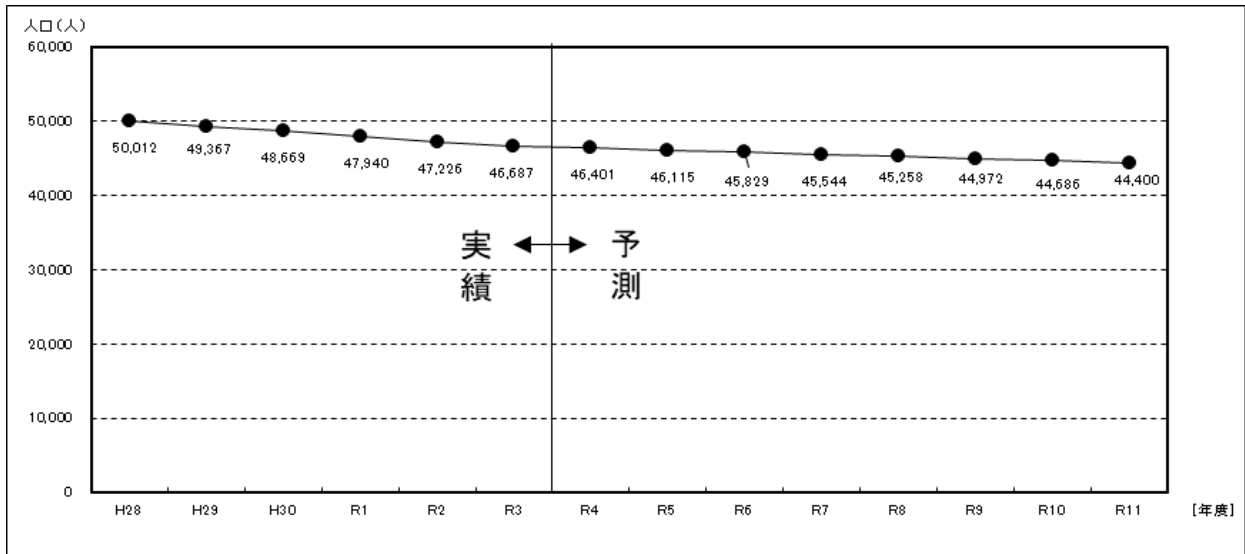


図 1 人口推移

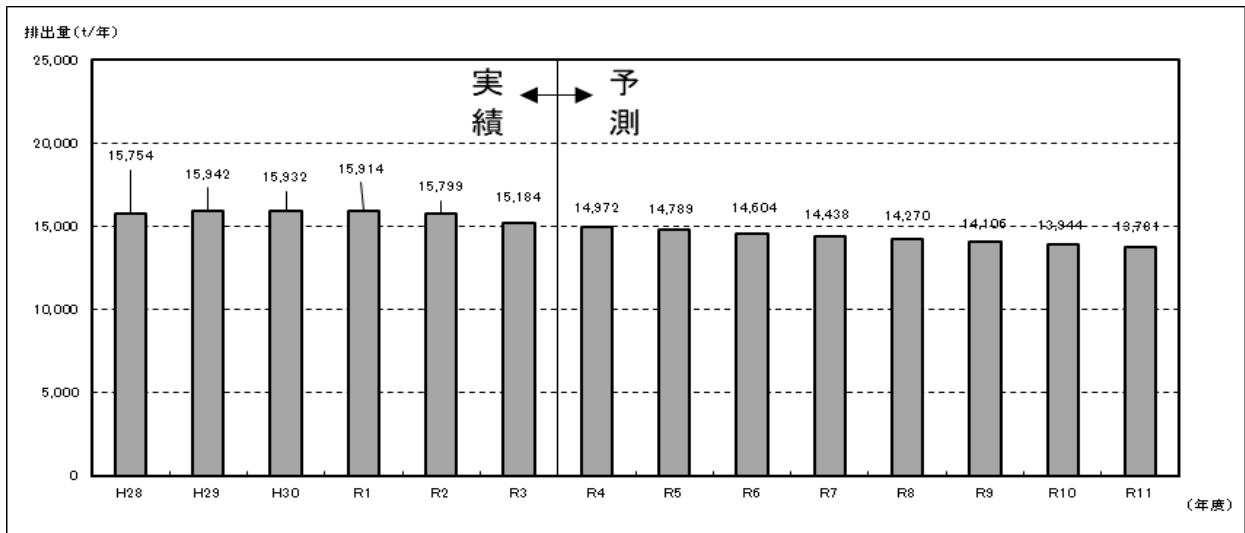


図 2 ごみ排出量の推移 (その 1)

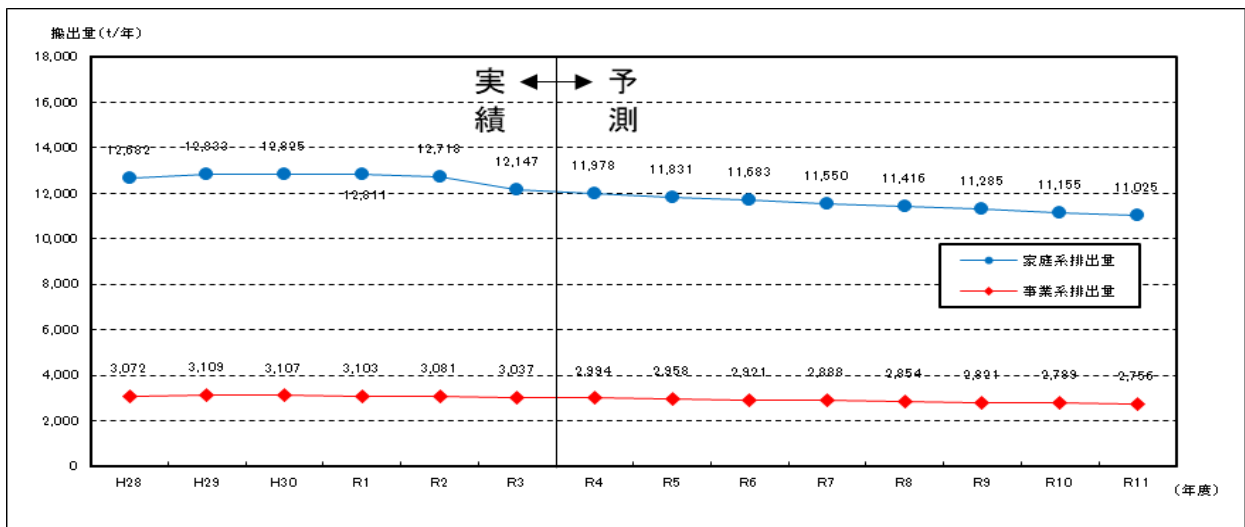


図 3 ごみ排出量の推移 (その 2)

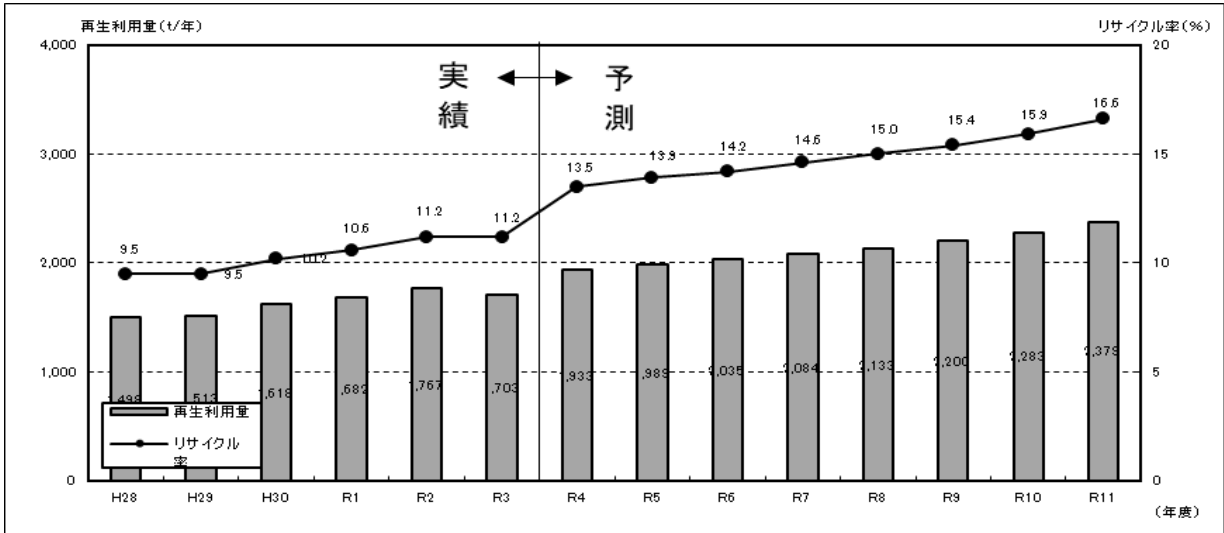


図4 再生利用量とリサイクル率の推移

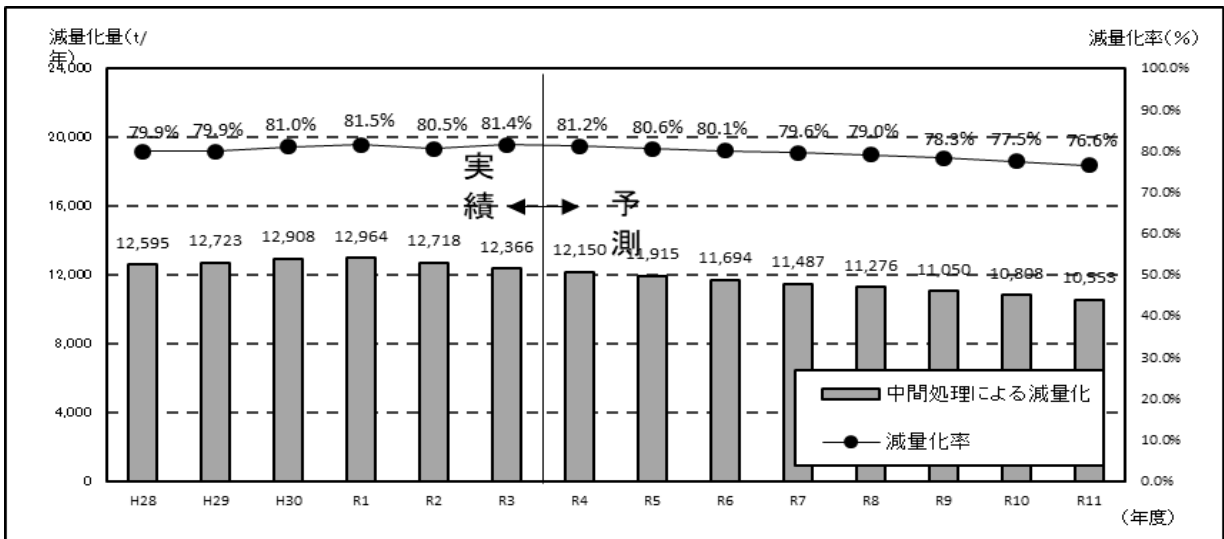


図5 中間処理による減量化量の推移

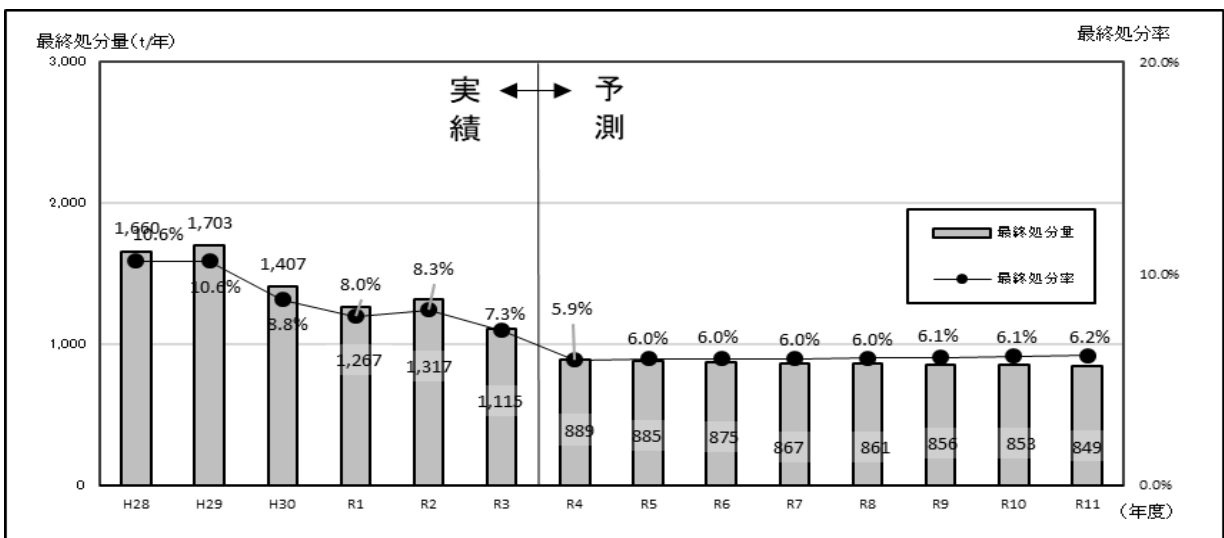


図6 最終処分量の推移

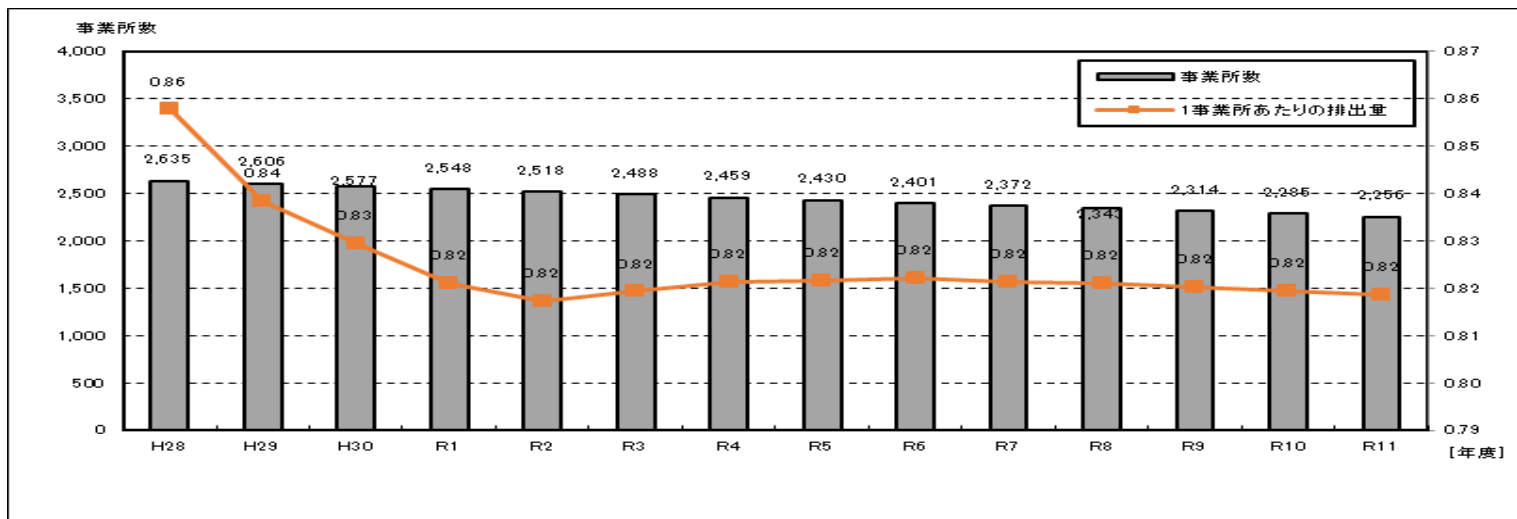


図7 事業所数と1事業所あたりの排出量の推移

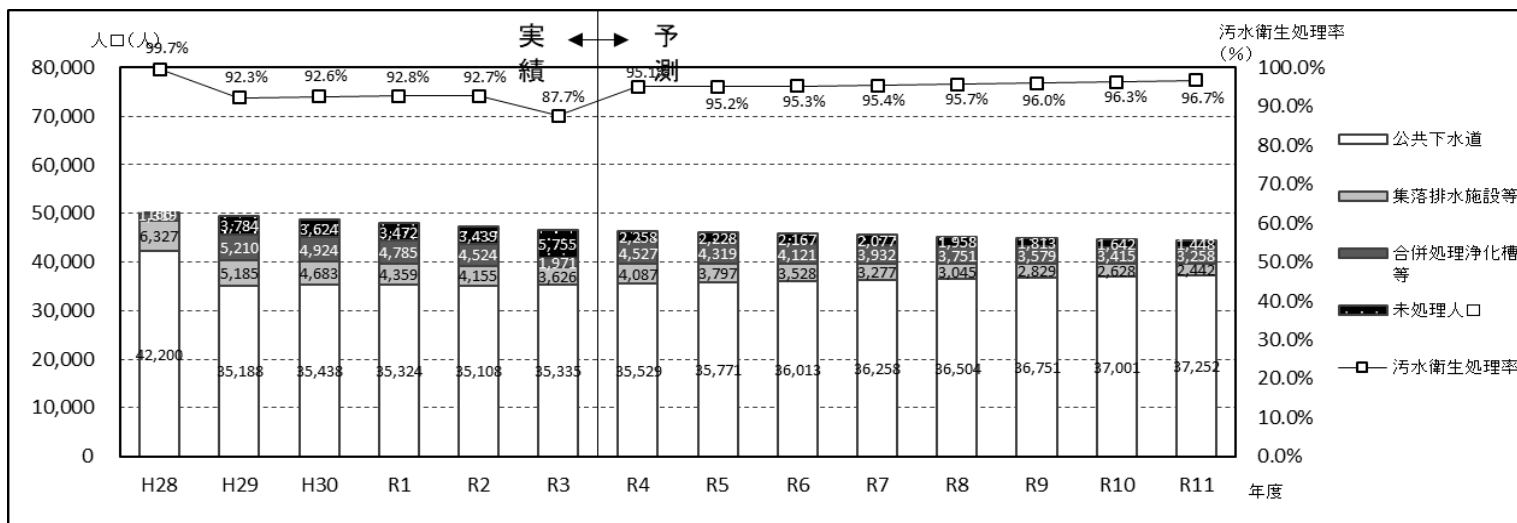
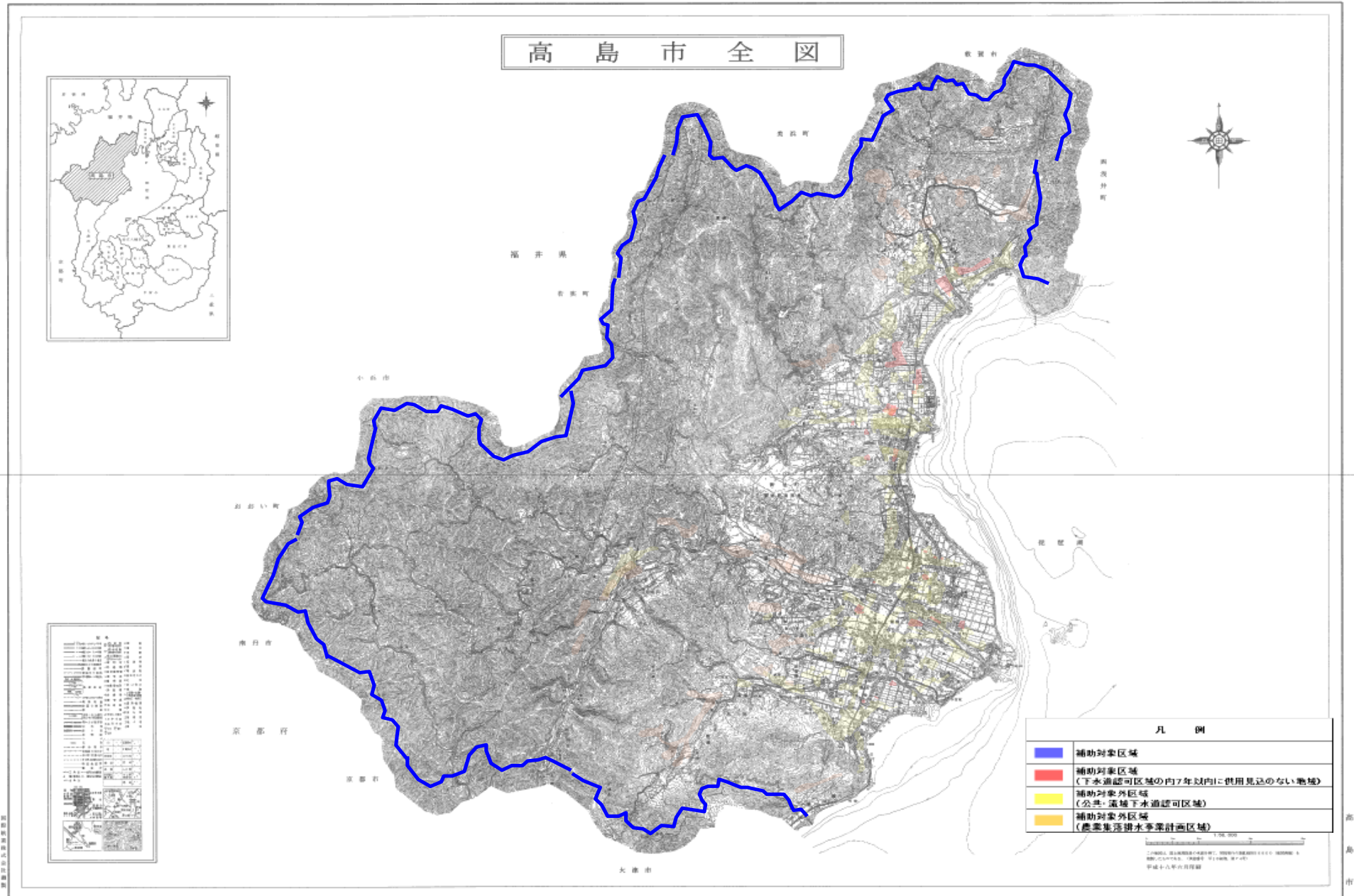


図8 生活排水処理人口および汚水衛生処理率の推移



高島市国土強靱化地域計画

～強くしなやかなまちの実現～



令和2年7月

滋賀県高島市

Ⅸ【環境・上下水道】	
① 有害物質等対策の推進	
ア	有害物質の流出・拡散を未然に防止するため、有害物質を使用する事業者に対して、水質汚濁防止法等に基づく漏えい防止等の措置状況の把握に努めます。
② 浄化槽の管理体制の整備	
ア	災害に強く早期に復旧できるよう、法定検査の実施、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。
イ	災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、浄化槽台帳システムの導入などにより、浄化槽の管理状況を把握します。
③ 災害廃棄物処理体制の強化・充実	
ア	災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けて、処理体制の充実・強化を図るため、適宜、高島市災害廃棄物処理計画の内容を点検します。
イ	計画の適正な運用や、災害廃棄物処理に係る対応能力の向上等を目的に、処理対応に係る職員訓練等を実施します。
《重要業績指標》	
○合併浄化槽利用者数	(H26)5,569人 → (R5)4,723人
○農林業集落排水処理施設の公共下水道への接続	(H30) 9箇所 → (R6) 14箇所
《国支援対象事業》	
○新ごみ処理施設整備事業	

◆横断的施策分野

Ⅰ【リスクコミュニケーション】	
① 防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上	
ア	地域防災力の向上を図るため、住民や自主防災組織等への出前講座での研修・交流、女性や若者を含めた地域の防災リーダーとなる多様な担い手の育成、継続的な防災訓練等を実施します。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促します。
イ	過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓を踏まえて減災・防災に誘う「生活防災」を浸透させていく取組なども、研修を通して促進します。
ウ	市民、事業者、国、県等と連携して、最大クラスの洪水および内水氾濫を考慮した浸水想定「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」を活用した避難体制の充実支援や安全な住まい方への誘導や市街地等の小流域河川における、突発的なゲリラ豪雨などを想定した雨量による避難判断の検討などを行い、地域防災力の向上を図ります。
エ	万一の原子力災害に対して「正しく知って、正しく伝え、正しく防ぐ」ため、住民とのリスクコミュニケーションを進め、知識の普及・啓発に取り組めます。